

# 昭島市グリーン購入ガイドライン

## 1. 定義

この昭島市グリーン購入ガイドラインにおいて使用する「特定調達品目」、「判断基準」及び「配慮事項」は次のとおりとする。

### (1) 特定調達品目

重点的に調達を推進すべき環境物品等（以下「特定調達物品等」という）の種類

### (2) 判断基準

物品等を調達する際に、それが特定調達物品等であるかを判断するための基準

### (3) 配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

## 2. 特定調達品目の分類

〈特定調達品目一覧表〉

分野	特定調達品目	分野	特定調達品目
1 紙類	(1) コピー用紙（カラー用紙を除く） (2) フォーム用紙（電算打出専用用紙） (3) 原稿用紙 (4) レポート用紙 (5) トイレットペーパー <sup>1</sup> (6) ティッシュペーパー <sup>1</sup>	3 オフィス家具	(1) 机 (2) 椅子 (3) 棚 (4) 収納用什器（棚を除く） (5) 掲示板 (6) 黒板 (7) ホワイトボード (8) 傘立て (9) 消火器
2 文具類	(1) シャープペンシル (2) シャープペンシル替芯 (3) 水性マーカー (4) 油性マーカー (5) ホワイトボードマーカー (6) サインペン (7) 蛍光ペン (8) 鉛筆 (9) 消しゴム (10) ステープラー（汎用型以外） (11) ステープラー針リムーバー <sup>1</sup> (12) 修正液 (13) 製本テープ (14) はさみ (15) カッターナイフ (16) カッティングマット (17) セロハンテープ (18) のり（補充用を含む） (19) フラットファイル (20) Z式ファイル (21) パイプ式ファイル (22) リングファイル	4 OA機器	(1) コピー機 (2) ファクシミリ (3) プリンタ (4) スキャナ (5) パソコン (6) トナーカートリッジ (7) インクカートリッジ（詰替用インクを除く） (8) 記録用メディア (9) 一次電池・小形充電式電池（単1～単4形）
		5 家電製品	(1) エアコン (2) 冷凍冷蔵庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む） (3) テレビ
		6 照明	(1) 直管型蛍光ランプ（40型）インバータ、Hf (2) 直管型蛍光ランプ（40型）ラピッド型、スタータ形 (3) 電球型LEDランプ (4) 電球型蛍光ランプ (5) 電球形状のランプ（その他）

(23) ファイルボックス	7 自動車
(24) カットフォルダー	(1) 自動車
(25) 個別フォルダー	8 制服・作業服・作業手袋
(26) 持ち出しフォルダー	(1) 制服
(27) クロス表紙	(2) 作業服
(28) クリアファイル	(3) 作業手袋
(29) クリアケース	9 インテリア・寝装寝具
(30) クリアホルダー	(1) カーテン
(31) デスクトレー	(2) 布製ブラインド
(32) 文書保存箱	(3) カーペット
(33) パンチラベル	(4) 毛布
(34) 定規	(5) ふとん
(35) 名札（首下げ型）	10 納入印刷物
(36) ボールペン	(1) 報告書類（予算書、決算書等）
(37) スタンプ台・朱肉	(2) 定期刊行物類（広報、市議会だより等）
(38) 連射クリップ	(3) パンフレット類（パンフレット、ポスター、チラシ等）
(39) 修正テープ	(4) 封筒
(40) ステープラー（汎用型）	11 石けん・洗剤（努力義務）
(41) バインダー（決裁板）	(1) 手洗い用石けん
(42) ノート	(2) 台所用洗剤
(43) インデックス	(3) 洗濯用洗剤
(44) プリンターラベル	
(45) 付箋	
(46) 布粘着テープ	
(47) 封筒	
(48) 封筒クラフト	

## 1 紙 類

特定調達品目	判断基準	配慮事項
コピー用紙 (カラー用紙を除く)	・グリーン購入法で定められる総合評価値が80以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
フォーム用紙 (電算打出専用用紙)	・古紙パルプ配合率70%以上 ・白色度70%程度以下 (フォーム用紙)	
原稿用紙		
レポート用紙		
トイレットペーパー	・古紙パルプ配合率100%以上	
ティッシュペーパー		

- 「コピー用紙」とは、パソコンプリンターなどで使用する塗工されていない白色用紙をいう。
- 「フォーム用紙」は、機械読み取り用紙（OCR用紙など）を除く。
- 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

## 2 文具類

(文具類2-1) 判断基準が共通基準によるもの

特定調達品目	判断基準	配慮事項
シャープペンシル	【共通基準】 再生材を使用	• 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル替芯	①主要材料がプラスチックの場合 ・再生プラスチック配合率40%以上 または植物由来プラスチックを使用	
水性マーカー	②主要材料が木質の場合 ・間伐材、端材などの再生資源、または合法材	
油性マーカー	③主要材料が紙の場合 ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保	
ホワイトボードマーカー		
サインペン		
蛍光ペン		
鉛筆		
消しゴム		
ステープラー（汎用型以外）		
ステープラー針リムーバー		
修正液		
製本テープ		
はさみ		
カッターナイフ		
カッティングマット		
セロハンテープ		
のり（補充用を含む）		
フラットファイル		
Z式ファイル		
パイプ式ファイル		
リングファイル		
ファイルボックス		
カットフォルダー		
個別フォルダー		
持ち出しフォルダー		
クロス表紙		
クリアファイル		
クリアケース		
クリアホルダー		
デスクトレー		
文書保存箱		
パンチラベル		
定規		
名札（首下げ型）		
ボールペン	• 共通基準に加え、芯が交換できること。	

(文具類2-2) 共通基準と異なるもの（エコマークと同等基準の品目等）

特定調達品目	判断基準	配慮事項
スタンプ台・朱肉	【主要材料が下記を満たすこと】 ・再生プラスチック配合率70%以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
連射クリップ(ガチャック)	・古紙パルプ配合率70%以上	
修正テープ		
ステープラー（汎用型）		
バインダー（決裁板）		
ノート		
インデックス	・古紙パルプ配合率70%以上	
プリンターラベル		
付箋		
布粘着テープ	・再生プラスチック配合率40%以上	
封筒	・古紙パルプ配合率40%以上	
封筒クラフト		

- 文具類の共通基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質、または紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質、または紙を使用していないものを排除するものではない。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部、及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材、または不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く）。
- 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

### 3 オフィス家具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
机	【共通基準（材料にかかわらず）】 保守部品または消耗品は、製造終了後5年以上供給	・修理及び部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能、もしくは、分解が容易であるなど部品の再使用、または素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
椅子	①主要材料がプラスチックの場合 ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、または植物を原料とするプラスチックが25%以上かつバイオベースポリマー含有率が10%以上	
棚	②主要材料が木質の場合 ・間伐材、端材などの再生資源、または合法材 ・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m <sup>3</sup> h以下	
収納用什器（棚を除く）	③主要材料が紙の場合 ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保	
掲示板		・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
黒板		
ホワイトボード		
傘立て		
消火器	・消火薬剤に再生材料が40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること。	

- 1 オフィス家具（消火器除く）の共通基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質、または紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質、または紙を使用していないものを排除するものではない。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部、及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材、または不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く）。
- 3 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 4 「JOIIFA グリーンマーク」が貼付されているもの、及び「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

#### 4 OA機器

特定調達品目	判断基準	配慮事項
コピー機 ファクシミリ プリンタ スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギー・スタープログラム基準に適合</li> <li>・特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
パソコン	<p>①エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。</p> <p>【サーバ型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100%以上達成）。</li> </ul> <p>【クライアント型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のいづれかを満たすこと。</li> </ul> <p>ア.省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が85%以上であること。</p> <p>イ.国際エネルギー・スタープログラム（Ver.7.0以上）の基準を満たすこと。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値以下であり含有情報が公開されていること。</p> <p>③少なくとも筐体、または部品の一つに再生プラスチック、または植物由来プラスチックが使用されていること。</p>	
トナーカートリッジ インクカートリッジ (詰替用インクを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済カートリッジの回収システムがあること。</li> <li>・回収部品の再資源化率が95%以上であること。</li> </ul>	
記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生プラスチックが、プラスチック重量の40%以上、または古紙パルプ配合率70%以上</li> <li>・スリムタイプ、またはスピンドルタイプ</li> <li>・植物由来のプラスチックの使用</li> </ul>	
一次電池・小形充電式電池 (単1～単4形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの）</li> <li>・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等</li> <li>・使用推奨期限が5年以上</li> </ul>	

- 1 省エネ法に基づく、機器のエネルギー消費効率基準の策定方法により策定された判断基準。省エネ基準の達成度合を表示する制度を「省エネラベリング制度」と言い、100%以上達成は緑色、100%未満の場合は橙色の「省エネ性マーク」により表示される。
- 2 コピー機・ファクシミリ・プリンタ・スキャナについては、「エコマーク」認定品であるもの及び「国際エネルギー・スタープログラム適合」のもの、パソコン・トナーカートリッジ・インクカートリッジについては、「エコマーク」認定品であるものは、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

## 5 家電製品

特定調達品目	判断基準	配慮事項
エアコン	・統一省エネラベル（※1） 「★★★★★」以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
冷凍冷蔵庫 (冷蔵庫、冷凍庫を含む)		
テレビ		

1 エアコンは、業務用を除く。

※1 省エネ法に基づく多段階評価（機器のエネルギー効率を1～5個の★マークで表示）

## 6 照明

特定調達品目	判断基準	配慮事項
直管型蛍光ランプ（40型） 高周波点灯専用形 (インバータ) (Hf)	・100lm/W以上 ・Ra80以上 ・定格寿命10,000時間以上	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
直管型蛍光ランプ（40型） ラピットスタート形、スタータ形	・85lm/W以上 ・Ra80以上 ・定格寿命10,000時間以上	
電球型LEDランプ	・昼光色 80lm/W以上 ・昼白色 80lm/W以上 ・白色 80lm/W以上 ・温白色 96lm/W以上 ・電球色 80lm/W以上 ・Ra70以上 ・モジュール寿命40,000時間以上 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	
電球型蛍光ランプ	・省エネラベル（※2）が緑のもの ・定格寿命6,000時間以上	
電球形状のランプ（その他）	・ランプ効率が50lm/W以上 ・定格寿命6,000時間以上	

1 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

※2 省エネ法に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法により策定された判断基準。省エネ基準の達成度合を表示する制度を「省エネラベリング制度」と言い、100%以上達成は緑色、100%未満の場合は橙色の「省エネ性マーク」により表示される。

## 7 自動車

特定調達品目	判断基準	配慮事項
自動車	【次に掲げる自動車であること】 ① 電気自動車 ② 天然ガス自動車 ③ メタノール自動車 ④ ハイブリッド自動車 ⑤ プラグインハイブリッド自動車 ⑥ 燃料電池自動車 ⑦ 水素自動車 ⑧ ガソリン車 ⑨ ディーゼル車 ⑩ LPガス車	・鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く）が削減されていること。 ・長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生材が多く使用されていること。

1 用途に支障がある場合は、対象外とする。

2 ④、⑧、⑨、⑩の車においては、低燃費かつ低排出ガス車であること。

## 8 制服・作業服・作業手袋

特定調達品目	判断基準	配慮事項
制服	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂配合率が25%以上（裏生地除く）</li> <li>・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有</li> <li>・故纖維から得られるポリエステル纖維が10%以上</li> <li>・植物を原料とする合成纖維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>・植物を原料とする合成纖維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システムの保有</li> </ul>	・製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業服		
作業手袋	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂配合率が50%以上</li> <li>・ポストコンシューマ材料からなる纖維が50%以上</li> <li>・未利用纖維が50%以上</li> <li>・植物を原料とする合成纖維が25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上</li> </ul>	・漂白剤を使用していないこと。

- 1 作業手袋は、纖維製品に限る。
- 2 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

## 9 インテリア・寝装寝具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
カーテン	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂配合率が25%以上</li> <li>・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムを保有</li> <li>・故纖維から得られるポリエステル纖維が10%以上</li> <li>・植物を原料とする合成纖維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>・植物を原料とする合成纖維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システムの保有</li> </ul>	・製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。
布製ブラインド		
カーペット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用纖維、古纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上</li> </ul>	

毛布	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用した詰物が80%以上（ふとんのみ）</li> <li>・再生PET樹脂配合率が25%以上</li> <li>・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有</li> <li>・故纖維から得られるポリエスチル纖維が10%以上</li> </ul>
ふとん	

- 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材、または不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く）。
- 2 「エコマーク」認定品は、「昭島市グリーン購入ガイドライン」に適合している。

## 10. 納入印刷物

特定調達品目	判断基準	配慮事項
報告書類 (予算書、決算書等)	・表紙及びカラー用紙を除き、総合評価値80以上の用紙を使用すること。	・製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
定期刊行物類 (広報、市議会だより等)	・適切に管理された森林から調達された用紙を使用すること。 (例) FSC認証など	
パンフレット類 (パンフレット、ポスター、チラシ等)	※契約時、仕様書に記載してください。	
封筒	・古紙パルプ配合率40%以上	

## 11. 石けん・洗剤 <努力義務>

環境に配慮した品目	判断基準	配慮事項
手洗い用石けん	【次のいずれかを満たすこと】 ・合成界面活性剤を使用していないこと。	
台所用洗剤	・廃油、石けん、または動植物油脂を原料とした石けん液が使用されていること。	
洗濯用洗剤		

### ※ グリーン購入ガイドライン改訂履歴

平成16年6月1日施行

平成19年4月1日改訂

平成21年6月1日改訂

平成22年4月1日改訂

平成23年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂